



やさしい

税の学習室

第73回

広報委員会編集

国税不服審判所の裁決事例

《事例1》

お尋ね文書への虚偽記載のみでは重加算税の賦課要件を満たさず

審査請求人が相続財産を過少に記載した「相続についてのお尋ね」を原処分庁に提出したことを理由に、原処分庁が国税通則法68条《重加算税》2項に規定する重加算税の賦課要件を満たしているなどとして重加算税の賦課決定処分を行った。これに対し、請求人がお尋ね文書の提出を重加算税の賦課要件の判断材料とすることは許されないとして同処分の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は虚偽の記載をしたお尋ね文書を提出したことのみをもって重加算税の賦課要件は満たさないと判断し、重加算税の賦課決定を取り消す裁決を下した。

事実関係

請求人の父は平成28年11月に死亡し、その相続が開始した。

父の相続人は請求人と姉の2人。原処分庁は29年5月10日付で請求人に「相続税の申告等についてのご案内」と題する文書と「相続についてのお尋ね」と題する文書などを発送した。

なお、お尋ね文書には、注意書きとして「あくまでも概算による結果です」「相続税の申告が不要な場合には、お手数ですが、この『相続についてのお尋ね』を作成していただき、税務署に提出してください」と記載されていた。

請求人は29年6月9日付でお尋ね文書に父の財産から基礎控除額などを差し引くとマイナスになる旨を記載の上、所轄税務署に提出した。そして、請求人は本件相続に係る請求人分の相続税について、その法定申告期限までに申告書を提出しなかった。

その後、請求人は税務調査を受け、30年8月28日に本件相続税に係る申告書を提出した。これを受けて、原処分庁は請求人が請求人取得財産および姉取得財産の一部を隠ぺいし、申告期限までに申告書を提出しなかったとして重加算税の賦課決定処分を行ったが、請求人が本件賦課決定処分のうち無申告加算税相当額を超える部分に不服があるとして、その取消しを求めて審査請求をした。

争点は本件が重加算税の賦課要件を満たすか否か。

原処分庁の主張

請求人はお尋ね文書の提出前に、税理士無料相談会でお尋ね文書に記載すべき内容等の説明を受けたはずであるにもかかわらず、父の財産の一部を記載しなかった。このような事情によれば、お尋ね文書に意図的に虚偽の記載をしてこれを提出したといえ、通則法68条2項に規定する

隠蔽又は仮装の行為があったと認められる。

請求人の主張

お尋ね文書は、課税庁からの求めに応じ、任意に協力して提出したもので、その文書に一部の財産が記載されていなかったとしても、その責任を一方的に納税者に負わせるべきではない。お尋ね文書の提出を重加算税の賦課要件の判断材料とすることは許されない。

審判所の判断

そもそも、本件お尋ね文書は、その記載すべき内容や提出すること自体も法定されているものではなく、あくまでも税務署が納税者に対し任意の提出を求める性質のものである。このようなお尋ね文書の性質に鑑みると、請求人が提出したお尋ね文書の内容が事実と異なるということのみをもって、直ちに請求人がお尋ね文書に意図的に虚偽の記載をしてこれを提出したとまで認めることはできない。

他方、請求人は父の財産を隠匿するような行動には出ておらず、請求人が当初から相続税を申告しない意図があり、かつ、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動があったとされる事情も見当たらない。以上によれば、請求人が申告期限までに相続税に係る申告書を提出しなかったことにつき、重加算税の賦課要件を満たすということとはできない。

(令和元年12月18日裁決)

《事例 2》

取引先と通謀して虚偽の検収日を記載した事実は認められず

審査請求人が、手書きの図面を電子データ化する費用を損金の額に算入したことについて、原処分庁が、当該電子データ化に係る役務の提供が完了していないにもかかわらず、取引先と通謀して検収書に虚偽の検収日を記載し、当該費用を損金の額に算入したことが事実の仮装の行為に当たるとして、法人税等の重加算税の各賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、取引先と通謀して虚偽の証ひょう書類を作成した事実はないとして、同処分のうち過少申告加算税相当額を超える部分の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、請求人の従業員が意図的に検収書に虚偽の検収日を記載したとはいえないため、事実の仮装があったとは認められないとして、処分の一部を取り消した。

事実の概要

請求人は、昭和16年2月に設立された、石油の輸出入業、精製業および販売業等を目的とする法人。

請求人のA事業所の工務部・Bグループに所属するCは、平成28年6月20日付で本件工事の見積引合仕様書を作成した。仕様書には、①本件工事の概要は、既存の図面をCADソフトを利用して電子データ化（本件CADデータ）する工事、②工事期間は28年7月20日から29年3月20日まで、③完成図書の製本として、原則、A4サイズで印刷した図面をキングファイルにまとめて2部と本件CADデータを保存した外部記録媒体を提出することなどが記載されている。

本件工事は、X社が受注した。X社は、29年3月20日、キングファイル2冊（本件ファイル）をA事業所に提出した。

X社は、本件工事に係る「検収依頼伝票/検収報告書」（本件検収書）の「責任者」欄にX社Y事業所次長のZの記名押印し、「施工完了日」欄に「2017年（平成29年）3月20日」と記載して、本件検収書をA事業所に提出した。

Cは、本件検収書の「検収日」欄に「2017年（平成29年）3月20日」と記載し、グループ長の決裁を受けた後、本件検収書をA事業所の総務部に回付した。

請求人は、29年3月20日、本件工事の代金375万円（税抜）を損金の額に算入するとともに、405万円（税込）を消費税の課税仕入れに係る支払対価の額に算入した。

X社は、29年6月末頃、本件CADデータを格納した外部記録媒体（本件記録媒体）をA事業所に提出した。

原処分庁は調査に基づき、請求人が、実際には本件記録媒体等が事業年度（28年4月1日から29年3月31日）末までに納品されていないにもかかわらず、X社と通謀し、本件検収書の「施工完了日」欄に、事業年度中に本件記録媒体等を納品したとする虚偽の納品日を記載させ、本件工事の代金を損金の額に算入していたなどとして、法人税等の各更正処分ならびに過少申告加算税および重加算税の各賦課決定処分をした。なお、請求人は、各更正処分を審査請求の対象としていない。

争点は、請求人には通則法第68条1項に規定する事実の仮装があったか否か。

審判所の判断

請求人は、検収日に手書き図面の電子データ化がされた図面をまとめた本件ファイルの納品を受けており、また、Cが所属するBグループでは、本件工事以外の工事についても、紙ベースの完成図書が提出された時点で検収を行っていた例が認められ、電子データが提出されない限り検収できないといった意識が一般的にあったとは認められない。

Cは、本件ファイルが納品された時点で役務の提供が実質的に完了しているとの認識の下、本件検収書に検収日を記載したものと認められることから、Cが意図的に本件検収書に虚偽の検収日を記載したとはいえないため、請求人に同項に規定する事実の仮装があったとは認められない。

（令和元年7月2日裁決）

《事例3》

個人名義カードでの飲食費、仮装した事実認められず重加算税を取消し

請求人（法人）の代表取締役が個人名義のクレジットカード等を用いて、飲食店で飲食したことについて、原処分庁の職員の調査を受けて、請求人が交際費勘定等に計上した費用は損金の額に算入されないなどとして法人税等の修正申告書を提出したところ、原処分庁が、当該費用は代表取締役の個人的な飲食等の費用であることを認識しながら損金の額に算入したという隠蔽又は仮装の事実があったとして法人税等に係る重加算税の賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、原処分の一部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、代表者がそのような認識をしていたとは認められないとして重加算税の賦課決定処分を取り消した。

事実関係

原処分庁の調査担当職員は、請求人に対する法人税等の実地調査において、現金、銀行振込または請求人の代表取締役（A代表）の個人名義の複数のクレジットカード（本件各カード）の利用により支払われた飲食店等に対する支出で、一部の金額（本件各飲食等代金）については、A代表の個人的な飲食等に係る金額であり、平成26年6月期から28年6月期の各事業年度（本件各事業年度）の損金の額に算入されないことなどを指摘。請求人はこの指摘を受けて各修正申告書を提出した。

原処分庁は本件各事業年度の法人税等につき、重加算税の各賦課決定処分をした。請求人は、各賦課決定処分に不服があるとして、再調査の請求、審査請求をした。

争点は、国税通則法第68条第1項に規定する隠蔽または仮装の事実はあるか否か。

原処分庁の主張

請求人が交際費勘定等に計上し、損金の額に算入していた本件飲食等代金について、A代表が、請求人の業務に関連するものではなく、1人で飲食したものや知人との飲食に係るものである上、個人で飲食等をした代金であると調査担当職員に申述していることから、請求人は、本件飲食等代金が費用として計上できないものと認識しながら、その全部または一部を損金の額に算入し、そのことが隠蔽または仮装の事実等に該当する。

審判所の判断

本件飲食等代金について、本件各カードの利用明細書に記載されていた飲食店での利用状況を見ると、X店では、「御勘定明細書」の氏名欄にA代表と記載があり、人数欄に1名と記載のあるものが複数認められるものの、その利用目的・態様は明らかではなく、X店の全ての利用がA代表の個人的な飲食等であることを裏付ける証拠は認められない。

請求人の取引先であるY社のB氏は、審判所に対し、A代表と飲食を行っている旨答述しており、A代表の日程表に「B」と記載がある日に、本件各カードの利用明細書において本件各飲食等代金に係る支出をしている日がある。そうすると、本件各飲食等代金の中には、A代表が請求人の取引先の従業員であるB氏とともに飲食等を行ったものが含まれていると推認される。

A代表は、調査担当職員に対し、平成25年7月以降の本件各カードの利用による飲食代のすべてが個人的な飲食代である旨申述しているが、当該申述の内容は、本件各飲食等代金について概括的に述べたものであり、個々の支出について言及したのではなく、具体性が乏しい上、その内容を裏付ける客観的証拠は認められない。

その他の証拠や調査でも、本件各飲食等代金の全てについてA代表の個人的な飲食等に係る金額であることを推認させるに足りる証拠はなく、A代表が、本件飲食等代金が個人的な飲食等に係る金額であることを認識しながら、当該金額を交際費勘定等に計上したとする仮装の事実が認めるに足りる証拠もないことからすれば、本件飲食等代金を交際費勘定等に計上したことに隠蔽または仮装の事実等は認められない。

(平成30年9月21日裁決)